

所 属 所 長 殿

公立学校共済組合岡山支部長

令和6年度「宿泊助成事業」の実施について

このことについて、次のとおり実施しますので、貴所属所組合員に周知願います。

記

- 1 趣 旨 組合員等が健康増進及びレクリエーション等のために施設を利用する場合、宿泊費の一部を助成する。
- 2 実施時期 令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 3 対 象 者 公立学校共済組合岡山支部の組合員（任意継続組合員を含む）及びその被扶養者
- 4 対象施設 ホームページ「おかやま教職員福利厚生ネット」参照
- 5 助 成 額 ピュアリティまきび 1泊 2,500円
その他指定宿泊施設 1泊 1,500円
- 6 回数制限 組合員本人及び被扶養者分も含めて、1組合員につき年度内12回（人分）まで
- 7 申請方法 ホームページの「マイページ」宿泊助成申込から申請及び印刷
- 8 留意事項
 - ・利用者の組合員証及び被扶養者証の持参が必要です
 - ・必ず、宿泊施設の予約後に申請してください
 - ・公務の出張には利用できません
 - ・1人につき、異なる施設を利用する場合も含めて、連続5泊までとし、それを超える宿泊については助成しません

連絡先

〒700-8570

岡山県教育庁福利課福利厚生班

086-226-7603

公立学校共済組合岡山支部宿泊助成事業取扱要項

1 趣 旨

この要項は、公立学校共済組合岡山支部（以下「支部」という。）が福祉事業の一環として行う施設利用助成事業（以下「宿泊助成」という。）を円滑に実施するために必要な事項を定める。

2 宿泊助成の目的

宿泊助成は、組合員（任意継続組合員を含む。）及びその被扶養者が健康増進及びレクリエーション等のため施設を利用する場合、宿泊費の一部を助成し組合員の福利厚生に寄与することを目的とする。

3 宿泊助成の方法及び助成額

（１） 宿泊助成は次の方法により行うものとする。

ア 宿泊助成券の交付（１泊につき１枚とする。）

イ 宿泊助成は、次項に示す宿泊施設を利用する場合に限り、利用当日当該施設のフロントに宿泊助成券を提出することにより発効する。

（２） 助成額は、次のとおりとする。

ア 公立学校共済組合岡山宿泊所「ピュアリティまきび」 １泊 ２，５００円

イ ア以外の公立学校共済組合の宿泊施設及び支部が指定する宿泊施設 １泊 １，５００円

4 宿泊助成の申込

組合員が宿泊助成券の交付を希望するときは、あらかじめ宿泊しようとする施設に宿泊を予約し、おかやま教職員福利厚生ネット上のマイページに所定事項を入力して支部に提出するものとする。

5 宿泊助成券の発行等

支部長は、マイページからの申請が、適正と認められたときは、宿泊助成券を組合員及び宿泊施設に発行するものとする。

6 宿泊助成券発行の制限

（１） 宿泊助成は、１人について連続５泊までとし、それを超える宿泊については助成しない。異なる施設を利用する場合も同様とする。

（２） 公務による出張の場合は助成しない。公務による出張とは公費で旅費が支給される場合をいう。

（３） 宿泊助成券の発行は、予算の範囲内で行うものとする。

（４） 組合員本人及び被扶養者分を含めて、年度内１２回（人分）とする。

補 則

（１） 宿泊施設を利用する場合、当該施設より支部の組合員であることを証するものの提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

（２） この要項の実施に関し、必要な事項は支部長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、昭和60年4月1日より施行する。
- 2 公立学校共済組合岡山支部宿泊助成事業取扱要項（昭和51年6月3日岡公共第212号）は廃止する。

附 則

この要項は、昭和62年4月1日より施行する。

附 則

この要項は、平成4年4月1日より施行する。

附 則

この要項は、平成5年4月1日より施行する。

附 則

この要項は、平成6年4月1日より施行する。

附 則

この要項は、平成12年4月1日より施行する。

附 則

この要項は、平成14年4月1日より施行する。

附 則

この要項は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この要項は、平成18年3月21日より施行する。

附 則

この要項は、平成18年6月9日より施行する。

附 則

この要項は、平成19年10月30日より施行する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この要項は、平成22年2月23日より施行する。

附 則

この要項は、平成23年2月23日より施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日より施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日より施行する。